

群馬県

企業連携型

県内に本社を置く
中小企業等向け

奨学金返還 支援制度

制度概要

県内の中小企業等が自らの従業員に対して奨学金の返還支援を行っている場合に、その支援額の1/2を県が補助

対象企業

県内に本社がある中小企業等(※)

※中小企業基本法等における定義に該当する者、
一般及び公益社団・財団法人、農業法人、社会福祉法人、
各種協同組合等

申請期間

令和6年8月1日(木)

～令和6年9月30日(月) ※予算が上限に
達し次第終了

申請・交付の流れ

交付
申請

交付
決定

実績
報告

補助金
額確定

支払

(10月頃)

(4月中旬)

(4月下旬)

(5月中旬)



←QR
コード
(県HP)

当制度に関する群馬県ホームページ

<https://www.pref.gunma.jp/page/15076.html>

支援イメージ

県内中小企業等



従業員の奨学金
返還支援

対象従業員



企業が行う奨学金
返還支援額の
1/2を県が補助

支援対象者

補助対象企業に勤務し、次の全てを満たす者

- ・(独)日本学生支援機構の第一種(無利子)または第二種(有利子)奨学金の貸与者
- ・対象企業に正社員として勤務
- ・対象企業に就職後3年以内かつ30歳未満

※その他の奨学金も対象となる場合がありますのでご相談ください

◎学歴は問いません。奨学金を返済している高校卒、専門学校卒等の方も対象となります。

◎特定の学部卒業や業種への就職、UIターンに限定する等の条件はありません。

※市町村等が実施する奨学金返還支援制度との重複利用はできません。

年間補助額・補助対象期間

補助対象企業の支援額の1/2

ただし、次のいずれか低い額を県補助額の上限とします。

- ・支援対象者の奨学金年間返済額の1/3
- ・6万円/年・人

◎企業が県補助対象額を超えて独自に上乗せ支援しても構いません。

支援対象者1名につき、最長3年間補助

△ 問い合わせ先 △

群馬県 産業経済部 労働政策課 人材活躍支援室 次世代人材係

TEL 027-226-3408

E-mail rouseika@pref.gunma.lg.jp